

議 長 日程第8「議案第6号松田町地域集会施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第6号松田町地域集会施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和2年3月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町土佐原公民館の建てかえにより、新しく松田町土佐原地域集会施設を設置するため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

教 育 課 長 それでは、議案第6号について説明をさせていただきます。今回の条例の一部改正につきましては、土佐原地域集会施設が新たに建設されますので、条例に追加するものでございます。

それでは議案第6号、3枚目参考資料をごらんください。新旧対照表になります。松田町地域集会施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、第2条関係です。右側が現行、左側が改正案になっております。最下段、松田町寄弥勒寺多目的集会施設の次に、松田町土佐原地域集会施設、松田町寄2868番地を追加するものでございます。

1枚お戻りください。改正本文になります。第2条の表中に、松田町土佐原地域集会施設、松田町寄2868番地を加えるものでございます。

附則、施行期日。1、この条例は公布の日から施行する。2、この条例の施行の日前になされた届け出、申し込み、その他の行為は、この条例による相当規定によりなされたものとみなす。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第6号松田町地域集会施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。